

東日本大震災による 後期高齢者医療保険料の減免

下記に該当する方の後期高齢者医療保険料を減免します

対象 次のいずれかに該当する被保険者（後期高齢者医療保険に加入している方）

- ①被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が居住する住家が全壊・大規模半壊・半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした
- ②被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った
- ③被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明である
- ④被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止・休止した
- ⑤被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がない
- ⑥被保険者の属する世帯の主たる生計維持者以外の被保険者が重篤な傷病を負った
- ⑦被保険者の属する世帯の主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明
- ⑧原子力災害対策特別措置法により、内閣総理大臣の指示で避難または退避している
- ⑨原子力災害対策特別措置法により計画的避難区域および緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている
- ⑩特定避難勧奨地点に居住しているため、避難している

減免期間 平成23年3月11日～24年3月31日に納期限が設定されている保険料

減免内容 対象①全壊＝全額免除、大規模半壊・半壊＝2分の1減額 ※対象②～⑩に該当する方はお問い合わせください

申請 対象①に該当する市内在住の方は、市が実施した建物の被害認定調査（り災証明の基となるもの）に基づき減免するので、申請の必要はありません。対象②～⑩に該当する方または、3月11日以降にほかの市町村の被災地から転入した方などは、申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください

問 県後期高齢者医療広域連合
☎043・308・6768
(国民健康保険課)

Uモニ 夏の節電に関するアンケート結果

東京電力管内発電所の電力供給不足が叫ばれ、「ピーク時間帯（月～金曜日午前9時～午後8時）の使用最大電力削減」を目標に、企業・家庭問わず節電が行われています。

節電の方法や考え方はさまざまですが、実際に市民の皆さんはどのように節電を考え、実行しているかについて、Uモニアンケートを実施しました。ここでは、その結果と今後の取り組みについてお知らせします。 【問】 広聴広報課

● 節電の意識

節電の意識は、「いつも意識している」「ある程度意識している」が97%となり、ほとんどの方が節電の意識を持っていることが伺えました。また、節電の方法は、家庭でできる節電を実施していることはもちろんのこと、自由意見では「家庭でもサマータイムを採用して生活している」と工夫している方もいらっしゃいました。

節電は、今回の発電所の事故以前からも、地球温暖化対策などのためにPRされてきたことで、モニターの皆さんの中には「もうこれ以上節電はできない」という方もいらっしゃいました。

● 夏の節電はいかに「涼」をとるかが鍵

夏の過ごし方では、「窓を開けて通気性を確保する」を80%の方が選びました。また、「涼しく過ごせる服装にする」が55%と次に多く、いかに「涼」をとるかが鍵になっているようです。

今回は電力不足による節電ですが、本来、節電は地球温暖化防止にもつながる取り組みです。緑のカーテンやすだれの設置、さらに、家庭の消費電力を抑えるために、公民館などの講座に参加したり、「うらやすの避暑地（右図参照）」やほかの公共施設のサービスやイベントを活用したりして、楽しく、涼しく、節電に取り組みましょう。

● 節電は一人ひとりが楽しく工夫しながら

今回のアンケートの自由意見では、「節電に関するアイデア」についての意見が多く、節電を意識して工夫しながら取り組んでいることが伺えました。

一方、「熱中症などの懸念」についての意見も多く、熱中症の正しい情報を発信していく必要性も感じました。熱中症対策は1ページで紹介していますのでご覧ください。また、国の節電ポータルサイト「節電.go.jp (http://setsuden.go.jp)」では、家庭や企業での取り組みやアイデアなどが掲載されています。

無理な節電は禁物です。あまり無理をせず、家族、友達などで集まって、楽しく節電を続けていきましょう。

Uモニとは

Uモニ（浦安市インターネット市政モニター制度）は、パソコンや携帯電話を利用して、市からのアンケート調査にお答えいただく制度です。登録方法やアンケート結果など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

うらやすの避暑地とは

電気を大きく消費せずに冷房できるガス空調機器を設置している施設（下記参照）のオープンスペースを「うらやすの避暑地」としました。

うらやすの避暑地

富岡公民館・美浜公民館・文化会館・市民プラザ・日の出公民館、喫茶スペースあり＝中央図書館・郷土博物館・総合体育館・エスレ高洲・当代島公民館・老人福祉センター

避暑地でうちわ作り

親子で牛乳パックから紙すきうちわを作ってみませんか。うちわを使い、冷房設定温度を上げることは、節電につながります。

時 8月19日(金)午前10時～正午、午後1時～3時

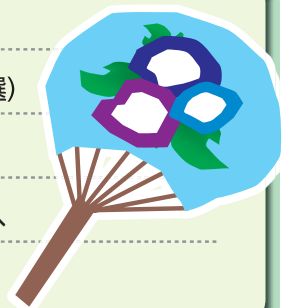
所 高洲公民館（エスレ高洲内）

対象 小学生とその保護者、各15組(多数は抽選)

持ち物 うちわの骨(一人1枚)

申込 8月17日(水)までに、電話で、環境保全課へ

問 環境保全課



浦安市職員 の 募集

【採用予定日】平成24年4月1日

【募集職種など】右表のとおり

【第一次試験日】9月18日(日)

【受験案内の配布】8月8日(月)まで（土・日曜日を除く）

【受験案内配布場所】人事課（市役所本庁舎6階）、浦安・新浦安駅前行政サービスセンター ※市ホームページからもダウンロード可

【受験案内の請求】受験案内の郵送を希望する場合は、封筒に「採用試験受験案内請求」と朱書きし、返信用封筒(120円切手を貼り、あて名を明記した角形2号の封筒)を同封し、〒279-8501浦安市役所人事課へ

【申込】8月4日(木)・5日(金)・8日(月)午前9時～午後5時に、受験申込書を持って、直接、市役所本庁舎6階第2会議室へ、または8月1日(月)～8日(月)（消印有効）に、特定記録郵便で人事課へ

※身体に障がいのある方の受験には、拡大文字による問題冊子の提供などの特別措置があります（希望する場合は、申し込みが必要）

【問】人事課

一般試験

試験区分	受験資格（学歴は問いません）	採用予定数
行政事務上級	昭和56年4月2日～平成2年4月1日に生まれた方	10人程度
行政事務初級	平成2年4月2日～平成6年4月1日に生まれた方	2人程度
建築上級	昭和51年4月2日～平成2年4月1日に生まれた方で、一級建築士または二級建築士の資格を有する方、または平成24年3月31日までに資格取得見込みの方	2人程度
土木上級	昭和56年4月2日～平成2年4月1日に生まれた方	5人程度
消防士上級	昭和60年4月2日～平成2年4月1日に生まれた方 ※視力が両眼で0.7以上（矯正視力を含む）で、聴力、色覚、そのほか職務遂行に支障のない身体的状態の方	2人程度
消防士初級	平成2年4月2日～平成6年4月1日に生まれた方 ※視力が両眼で0.7以上（矯正視力を含む）で、聴力、色覚、そのほか職務遂行に支障のない身体的状態の方	2人程度

身体障がい者を対象とした試験

試験区分	受験資格（学歴は問いません）	採用予定数
行政事務初級	身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳（1級から6級まで）の交付を受けている方で、昭和56年4月2日～平成6年4月1日に生まれた方	2人程度